

熊本県岩石採取計画認可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条に規定する岩石採取計画の認可（以下「認可」という。）に関する事務取扱について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の基準)

第2条 認可は、法第33条の4及び経済産業省資源エネルギー庁作成の採石技術指導基準書（平成15年度版）に定めるところにより行うものとする。

(認可の期間)

第3条 認可の期間は、次表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる期間を限度として、別に定める認可期間審査基準（以下「審査基準」という。）により決定するものとする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 次表の右欄に掲げる期間が1年以内の場合。
- (2) 認可の申請期間及び他の法令の許認可又は土地の権限についての契約等の期間が審査基準による認可の期間と異なる場合は、これらのうちいずれか短い方の期間とする。
- (3) 事業区域が複数の県にまたがる場合は、関係各県と協議の上、認可期間を決定する。

事　　項	期　間
1 岩石の採取	7年以内
2 新規に岩石採取場を開設する場合	
3 廃止した岩石採取場を再開する場合	
4 次条第2号に規定する書類の提出がない場合	
5 直前の認可の期間中に法第32条の10及び法第33条の12の規定による処分、法第33条の9及び法第33条の13の規定による命令又は法第43条、法第44条及び法第46条の規定による罰則の適用を受けた場合	1年以内
6 直前の認可の期間中に重大な採石災害（岩石採取場内の労働災害事故等を除く。）が発生した場合	

(添付書類)

第4条 認可を受けようとする採石業者は、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の15に定めるほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 採取計画書（別記第1号様式）
- (2) 岩石採取に伴う災害復旧、跡地整備等について、次のアからウまでのいずれかにより保証されていることを示す書面
 - ア 採石業者で構成されている法人格を有する団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）等の規定に基づくもの）の保証
 - イ 複数の同業者（現に事業を行っており、かつ、保証能力が十分であると認められるものに限る。）の連帯保証
 - ウ 別に定める知事との「岩石の採取に伴う災害防止及び採掘跡地整備に関する協定」の締結による保証
- (3) 隣接地との保全距離（5m）が不足した場合については、隣接地の所有者又は当該土地に権限を有している者の同意書（別記第2号様式）
- (4) 国道、県道又は市町村道に至るまでに私道を通行する場合は、当該道路を管理する者の許可証、同意書又は承諾書の写し

（5）その他知事が必要と認める書類

（変更の認可等）

- 第5条 法第33条の5第1項の規定による認可の変更（以下「変更認可」という。）に係る認可の期間は、当初の認可の期間の残存期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、新たな認可と同様の取扱いができるものとする。ただし、第3条第1号に該当する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により新たな認可処分がなされたときは、従前の認可の効力を失う。
- 4 前条の規定は、変更認可に準用する。

（申請書の提出期限）

- 第6条 認可又は変更認可を受けようとする採石業者は、原則として、当該採取計画に着手しようとする日又は直前の認可の期間の満了する日の60日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に定める休日を除く。）前までに申請書を知事に提出するものとする。

（申請書の提出部数）

- 第7条 認可又は変更認可の申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。ただし、関係機関の協議に必要な場合は、その必要部数を提出するものとする。

（災害等報告）

- 第8条 認可又は変更認可を受けた採石業者は、災害等（岩石採取場内の労働災害事故等を含む。）が発生したときは、速やかに災害報告書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（立入検査）

- 第9条 知事は、法第42条の規定による岩石採取場の立入検査を行った場合は、岩石採取場立入検査表（別記第4号様式）を採石業者に交付し、改善を必要とする事項の措置状況の報告を求めるものとする。
- 2 前項の規定により改善を求められた採石業者は、速やかに指示された事項について適切な措置を講じ、知事に報告するものとし、期限までに報告がなく、知事が必要と認める場合には、指示書（別記第5号様式）を交付して改善を求めるものとする。
- 3 前項の指示書による改善を求められた採石業者は、指示書に係る措置状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 要領第3条（認可の期間）の規定は、この要領の施行日前に認可を受けた者については、これを適用しない。